

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 3 年 度 第 5 回 会 議 議 事 録

1 オンライン審議の開催について

京都市建築審査会運営規程第12条の規定に基づき、会長の決するところにより、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議ツール（Zoom）を用いたオンライン参加による開催とすることにしたものである。

2 日 時

令和3年9月17日（金曜日） 午後1時30分から午後3時30分まで

3 場 所

京都市役所本庁舎 1階 第2会議室

4 出席者

【委員】※出席委員全員オンライン参加

高田光雄会長、伊藤知之会長代理、奥美里委員、新関三希代委員、湯川二郎委員、志澤美保委員、牧紀男委員

【事務局】

高木勝英建築指導部長、岡田圭司建築指導課長、足立和康建築相談・道路担当課長、石村直美建築相談第二係長、林奈津美係員、吉田優香係員、川妻壱暢係員

【処分庁】

中川貴夫歴史的建築物保存活用係長、西川武士道路第一係長、川村優道路第二係長、高橋諒係員、藤田雄一係員、廣瀬陽子係員

【参考人】

なし

【傍聴人】

0名

5 議事事項

(1) 議事録の承認等について

ア 令和3年度第4回会議の議事録の承認

イ 同意案件に関する報告

ウ 次回会議日程について

(2) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：中京区1件、左京区2件、農業用倉庫：伏見区1件、学校（幼稚園）：上京区1件）

(3) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件，左京区1件）

(4) 包括同意案件に関する報告

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（12件）について

(5) 事前相談

ア 接道許可制度の今後の方向性について

イ 特定防災細街路（幅員1.8m未満）における接道許可について（京都市上京区上御霊馬場町）

6 公開・非公開の別

議事事項のうち(1)から(4)まで公開，(5)を非公開

7 審議結果

(1) 議事録の承認等について

ア 令和3年度第4回会議の議事録の承認

結果：承認

イ 同意案件に関する報告

(ア) 報告の概要

令和3年7月建築審査会で同意した，道路内建築物許可（議案番号1）及び接道許可（議案番号9008，9009，9010，9011）について，事務局から処分庁が許可した旨の報告を受けた。

(イ) 報告の結果：了承

ウ 次回会議日程について

今回の会議は，令和3年10月8日（金）午後1時30分から，ひと・まち交流館京都で開催することとなった。ただし，新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮しながら，会議日程・場所・運営については，慎重かつ総合的に判断する。

(2) 同意案件に関する審議

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（農業用倉庫：伏見区1件）

(ア) 審議の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（農業用倉庫：伏見区1件）について，処分庁から資料の提示及び説明を受け，質疑を行った。

(イ) 審議の結果：同意

(ウ) 質疑等

委員：申請地の前面の里道が接続している建築基準法上の道路はどこか

処分庁：申請地から東に位置する資料の写真1の道路が道路法上の道路であり，申請地前面から東側に写真2，3の里道を抜けて接続する。また，申請地から北に位置する写真9の東西の道路が建築基準法上の道路であり，申請地前面の里道から建築基準法上の道路へとつながっている。

委員：公図を見ると，里道だけではなく水路もあるのか。

処分庁：写真2，3を見ると左側にガードレールがあり，開渠の水路が見て取れると思う

が、申請地前面では暗渠化されており、暗渠の水路に接している。

イ 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：中京区1件）

(ア) 審議の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：中京区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 審議の結果：同意

(ロ) 質疑等：なし

ウ 建築基準法第43条第2項第2号許可（学校（幼稚園）：上京区1件）

(ア) 審議の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（学校（幼稚園）：上京区1件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 審議の結果：同意

(ロ) 質疑等

委員：今回改築される部分について、資料の避難経路図上にある保育室7、8は、平面図では保育室1、2と記載されているが、避難経路図と平面図の表記が異なるだけで同じ建物と認識してよいか。

処分庁：そのとおりである。

委員：周囲の塀は、コンクリートブロック等に色を吹き付けたものか、あるいは土壁か。

処分庁：塀については、昔ながらの工法で造られた土壁である。

エ 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：左京区2件）

(ア) 審議の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：左京区2件）について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

(イ) 審議の結果：同意

(ロ) 質疑等

（議案番号9016について）

委員：前面通路は、公図等を見ると、通り抜けができる開発時に整備されたような道であり、建築基準法第42条第1項5号を受けているようにも見えるが、そうではないのか。

処分庁：公図上でL型に空地を示しているが、道は更に東の方に続いており、実際はコの字型の非道路である。今回途中で止めているのは南側から伸びてくる位置指定道路があり、ここに通り抜けるためである。通路である6番地2は一筆の土地であり、面している方々の共有名義であるため、同意を不要としている。

委員：通路の共有名義について、面する敷地はかなり細分化されているが、どのように共有されているのか。

処分庁：この道に面するそれぞれの土地所有者が共有持分として所有している。

(3) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件、左京区1件）

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：右京区1件、左京区1件）について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等：なし

(4) 包括同意案件に関する報告

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（12件）について

ア 報告の概要

バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（12件）について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：上屋の新築とあるが、これはこれまで上屋がなかった既存のバス停に新築するのか、若しくは、既存の上屋を建替えるのか。

処分庁：両方である。既存の上屋の建替えを行うものが、西大路八条南行、岡崎公園前西行、百万遍南行、京大正門前南行の4件であり、残りは新築である。

委員：今熊野北行以外は広告が表示されるとのことだが、美観地区等の広告景観に関する規制は問題ないのか。

処分庁：許可に際して、広告の内容等は確認していないが、広告付きバス停については、京都市バス停留所上屋等連絡協議会が景観や広告の部署の意見を取りまとめ、手続きを行うこととなっている。

(5) 事前相談

ア 接道許可制度の今後の方向性について

接道許可制度の今後の方向性について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

イ 特定防災細街路（幅員1.8m未満）における接道許可について（京都市上京区上御霊馬場町）

特定防災細街路（幅員1.8m未満）における接道許可について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

京都市建築審査会
会長 高田 光雄